

9 利用できるサービス

【利用可能な主な市の行政サービス】（令和5年6月現在）

◆パートナーに代わり、申請・受領・照会・相談などができるもの

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
納税相談	納税に関する相談ができる。 (納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要)	納税課 (019-613-8464)
個人住民税の減免申請	申請ができる。 (委任状が必要)	市民税課 (019-626-7504)
税証明の交付	所得・課税証明書、納税証明書などの申請、受領ができる。 (委任状が必要)	
固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧、写しの交付	固定資産課税台帳（名寄帳）の写しの申請、受領ができる。 (納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要)	
固定資産税・都市計画税の納税通知書、納付書の再発行	納税通知書、納付書の再発行ができる。 (納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要)	資産税課 (019-626-7530)
固定資産税・都市計画税の課税内容の照会	窓口における、課税状況の照会対応が可能 (納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要)	
罹災証明書の申請 (火災以外の自然災害)	罹災証明書の申請、受領ができる。 (納税通知書または委任状が必要)	
り災証明書（火災に起因するもの）の申請	り災証明書の申請、受領ができる。 (り災者本人からの委任または委任状が必要)	盛岡地区広域消防組合 消防本部 (019-626-7401)
住民票の交付	同一世帯員の場合、委任状を用意せずに住民票の発行ができる。	市民登録課 (019-626-7501)
要介護認定の申請	家族による代理手続きと同様に申請ができる。	介護保険課 (019-626-7560)
母子健康手帳の交付	配偶者等と同様に代理申請、受領ができる。 (委任状が必要)	母子健康課 (019-603-8303)
教育・保育給付認定申請 (認可保育所入所申込含)	教育・保育給付認定及び保育の提供について、パートナーの子の保護者として申請できる。	子育てあんしん課 (019-626-7511)
施設等利用給付認定申請 (幼児教育・保育無償化認定申請)	施設型給付を受けない幼稚園の保育料等、幼稚園や認定こども園の預かり保育料、認可外保育施設等の保育料の無償化について、パートナーの子の保護者として申請できる。	保育サービス推進室 (019-626-7553)

◆パートナー（及びファミリーシップ関係にあるパートナーの子・親）を家族とみなして制度が適用されるもの

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
市営住宅の入居	市営住宅への入居ができる。	建築住宅課 (019-626-7533)
盛岡市移住支援事業移住支援金	交付要件を満たす東京圏からの転入者に対して、所定の金額を支給する際、同一世帯として適用される。 (支援対象者の要件あり)	都市戦略室 (019-613-8370)

空き家等購入費補助金	盛岡市空き家等バンク登録物件を購入した場合に、世帯として購入費補助金の申請ができる。 (補助対象者の要件あり)	都市計画課 (019-639-9051)
生活保護の申請・受給	同居している場合に同一世帯員として申請、受給ができる。 (算定にあたってはパートナーの所得が合算される。)	生活福祉第一・第二課 (019-626-7510)
身体に障害のある人などの軽自動車税(種別割)の減免	身体障害者等またはそのパートナーが所有する軽自動車の軽自動車税(種別割)を、要件に該当する場合は、申請により減免する。 (申請における委任状などは必要なし)	市民税課 (019-626-7504)
救急車への同乗	パートナーが救急車で搬送される際に同乗できる。	盛岡地区広域消防組合 消防本部 (019-626-7401)
(市立病院)患者への面会	市立病院における面会を認める。	市立病院医事課 (019-635-0101)
(市立病院)患者の病状説明	入院患者の病状確認・説明を受けることができる。	
(市立病院)緊急連絡先の指定	緊急時の連絡先として指定できる。	
災害時の安否情報の提供	災害対策基本法の規定に基づく災害時の安否情報照会において、親族としての区分でパートナーの安否情報の提供を受けることができる。	危機管理防災課 (019-603-8031)

◆その他

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
公民館事業の申込み	保護者情報が必要な申請(図書貸出、講座申込等)について、パートナーの子の保護者として申請できる。	中央公民館 (019-654-5366) 上田公民館 (019-654-2333) 西部公民館 (019-643-2288)
DV相談	パートナーからの暴力の相談ができる。	もりおか女性センター (019-604-3303)
パパママ教室などの各種教室	・パートナーと一緒に教室に参加できる ・パートナーの子の保護者として教室に参加できる	母子健康課 (019-603-8303)

※制度導入前から柔軟に対応しているサービスも併記しております。

※基本的に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度のご利用の有無にかかわらずサービスが受けられますが、確認のために受領証等の提示をお願いすることがあります。(手続きがスムーズになることがあります。)

※詳しい要件等については、それぞれの担当部署にご相談ください。また、ここに掲載のないサービスについても、状況によりご利用可能な場合がありますので、それぞれの担当部署にお尋ねください。

【利用可能な岩手県のサービス】

県営住宅の入居や、県立病院での面会手続き、病状説明等において、お2人の関係性を確認する手段としてパートナーシップ宣誓書受領証が活用できます。
詳しくは下記の連絡先までお問い合わせください。

内容	所管部局	電話番号
県立病院に関すること	医療局医事企画課	019-629-6342
県営住宅の入居に関すること	県土整備部建築住宅課	019-629-5931
県の取組全体に関すること	環境生活部若者女性協働推進室	019-629-5336

※その他、利用可能な岩手県のサービスについては県ホームページをご確認ください。

【利用可能な民間サービス】

民間サービスについては、それぞれの事業者の判断となりますが、以下のような例が見られます。

- ・携帯電話会社の家族割適用
- ・金融機関の住宅ローン
- ・賃貸物件へのパートナーとの入居
- ・生命保険の死亡保険金受取人の指定
- ・自動車保険の特約等におけるパートナーの適用
- ・診療情報や面会の機会等の提供

※市からも、柔軟な対応について協力を依頼してまいります。

また、利用可能なサービス等について、随時市ホームページで情報提供しています。

詳しくは、それぞれ
の企業等
にご確認ください。

